

令和6年8月22日
本部事務局

関西広域連合では、令和4年度から「ビジネスしやすい関西」に向け、地域における行政目的の達成と様々な事業者の利便性の向上の両立を目指し、「広域的な様式・基準の統一」に取り組んでいる。

「道路占用許可申請書様式の共通化」について構成団体の合意が得られたため、令和6年9月1日から、共通様式の運用を開始する。

1 共通化の対象

構成団体の管理する道路における道路法第32条第2項に基づく「道路占用許可申請」

2 具体的な取組内容

(1) 申請書様式の共通化

関西広域連合構成団体で合意した様式を「共通様式」とし、この共通様式での申請を関西広域連合構成団体において有効なものとして取り扱う。

なお、従来から各府県市独自様式で申請している事業者に配慮し、府県市独自様式も引き続き使用可とする。

(2) 申請書添付図書の整理

申請書添付図書は、占用物件の種類や占用場所、工事の種類等により様々であり、一律に定めることが困難であることから、府県市ごとに異なっている添付図書を以下のとおり整理する。

区分		具体的な添付図書
(1) 共通添付図書	① 全構成団体共通	位置図、平面図
	② 構成団体の判断により省略可	交通規制図、断面図、構造図等
(2) 構成団体独自の添付図書		(1) 以外で、許可権者が必要とする添付図書

3 運用開始日

令和6年9月1日